

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	中野町産業株式会社	代表者氏名	代表取締役 安間 文信
主たる営業所の所在地	静岡県浜松市西区伊左地町 3007-1		
許可番号	静岡県知事許可 (特-04) 第 14145 号	許可を受けている 建設業の種類	土、建、と、石、鋼、舗、 しゅ、塗、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 5 年 3 月 3 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項第 3 号		

処分の内容

建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 社内及び施工現場における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。）を速やかに文書により報告すること。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

中野町産業株式会社及び同社従業員は、浜松市内の工事現場で、二次下請業者に派遣されていた労働者に、建物 2 階のベランダ床面を作業床として作業を行わせるに当たり、同作業床の開口部が地上から約 3.7 メートルの高さにあって同作業床の開口部からの墜落の危険があったにもかかわらず、労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなかった。

この件について、浜松簡易裁判所は令和 4 年 11 月 25 日に同社及び同社従業員に対し、それぞれ労働安全衛生法違反に基づき罰金 20 万円の略式命令を行い、これが確定した。

このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当するものと認められる。

その他参考となる事項